「つり上げ荷重５ｔ未満のクレーン（移動式クレーンを除く）の運転業務特別教育」のご案内

令和８年７月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により事業者は、つり上げ荷重５ｔ未満のクレーンの運転業務に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が義務付けられています。この特別教育を、以下により実施しますので受講いただきますようご案内いたします。

１　日時　（学科）令和８年１１月２０日（金）　8:30～18:30　（受付 8:10～8:25）

（実技）令和８年１１月２１日（土）　8:00～12:00 又は 13:00～17:00

２　場所　（学科）鳥取県労働基準協会会館　（鳥取市若葉台南１丁目１７番地）

（実技）大鳥機工(株)　（鳥取市南栄町１９）

３　日程　（学科）①クレーンに関する知識（3 時間）　②原動機及び電気に関する知識（3 時間）

③クレーンの運転のために必要な力学に関する知識(2 時間)　④関係法令(１時間)

（実技）クレーンの運転、合図の方法（4 時間）　【学科９時間　実技４時間】

４　受講料　鳥取県労働基準協会会員　１８，０００円（税込）（１人あたり）（テキスト代含）

（消費税 10%　内税 1,636 円）

非会員　２０，０００円（税込）（１人あたり）（テキスト代含）

（消費税 10%　内税 1,818 円）

５　申込方法　裏面の受講申込書に必要事項を記載し、ＦＡＸ又は持参、郵送でお申し込みください。

受講料は、振込又は持参にてお支払いください。(振込手数料はご負担ください)

なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。

申込先　一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南１丁目 17 番地）

ＦＡＸ　0857-52-5061　　登録番号 T5270005000526

口座　鳥取銀行　鳥取支店　普通　００５１２０４
名義人　（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

６　受講申込・受講料支払期限　令和８年１１月６日（金）　なお、定員６０人とします。

７　その他　(1)　筆記用具を持参してください。

(2)　実技は午前、午後の２班に分けて実施します。班分け、服装などについては学科当日に説明します。

(3)　鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。

(4)　受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。

(5)　本特別教育は、建設業においては、「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課（℡0857-29-1707）にお問い合わせください。

(6)　感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。

(7)　教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕をもって会場にお越しください。

(8)　会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先　鳥取県労働基準協会東部支部　℡　0857-52-5060　担当　平井

ＦＡＸ　０８５７－５２－５０６１

５ｔ未満クレーン運転業務特別教育 受講申込書

令和８年１１月２０日（金）～２１日(土)開催

フリガナ 氏　　名　※1	生　年　月　日	実技の希望　※2 該当するところに〇をしてください
		午前・午後・どちらも可
		午前・午後・どちらも可
		午前・午後・どちらも可

※1　氏名は修了証に記載しますので正確に記入してください。　　※2　先着順としますので、希望に沿えない場合があります。

鳥取県労働基準協会（　会員事業所　・　非会員　）　どちらかに〇をしてください。

受講者数（　　人）　受講料合計　（　　円）

上記のとおり申し込みます。受講料は　　月　　日に（　振込　・　現金払い　）します。

（申込・受講料支払期限は令和８年１１月６日（金）です。）

振込先　鳥取銀行鳥取支店　普通　００５１２０４
名義人　（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する・しない ）（どちらかに〇印をして下さい。）

希望する場合は必要なものに〇印をして下さい。（ 請求書 ・ 領収書 ）

令和８年　　月　　日

〒

所在地

事業所名

業種

TEL

Fax　　（ご担当　　）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部　支部長　殿

駐車場のご案内

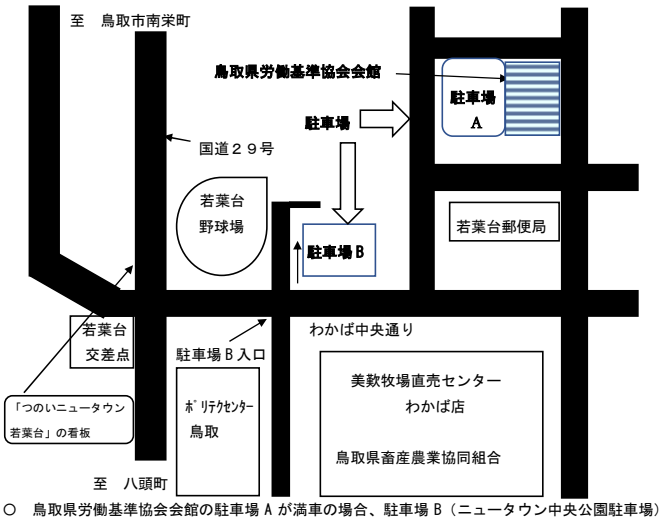

〇　鳥取県労働基準協会会館の駐車場Ａが満車の場合、駐車場Ｂ（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。